

神栖市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成28年12月22日制定
令和8年1月19日改訂
神栖市農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定に基づき、神栖市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和7年4月)	2,380 ha	614 ha	25.79%
3年後の目標 (令和10年3月)	2,290 ha	584 ha	25.50%

今後解消に向けての取り組みを行っていくにあたり、改選までの3年間において1年間で10haの解消を目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と、同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表事項の整備を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを推進する。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和7年4月)	2,380 ha	774 ha	32.52 %
3年後の目標 (令和10年3月)	2,290 ha	834 ha	36.41 %

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手	
		認定農業者	認定新規就農者 (R4～R6)
現 状 (令和7年4月)	932 戸 (324 戸)	227 経営体	12 経営体

※「総農家数（うち、主業農家数）」は、2020年農林業センサスの数値を使用。

※認定農業者数は、市農林課のデータを使用。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 市が策定する「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに協力する。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、以下について農地中間管理事業等の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

- ア 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地
- イ 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地
- ウ 利用権の設定期間が満了する農地

③ 農地の利用調整と利用権設定（令和7年3月末で廃止）について

地域内の農地利用や担い手の意向を踏まえ、農地の集約化のための利用調整や利用権の再設定を推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

市及び農協等と連携し、今後においても新たな参入の促進、受入れを図る。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

市・県・県農業会議、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び農地所有適格法人並びに参入希望者（法人を含む）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

市及び農協等が主催する新規就農フェア等に、農業委員や推進委員が積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 法人参入の推進について

法人の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構を活用して、積極的に法人の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受入条件の整備を図るとともに、就農後も、適宜、新規参入者の相談や営農につながる地域活動への参画など、地域や行政等との橋渡しを行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（法人を含む）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4. 「地域計画」の目標を達成するための役割

市が策定する「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため神栖市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力